

8-(1)	銀行法第16条の3(5%ルール)、同法第52条の24(15%ルール)の適用対象から信託勘定を除外すること
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	銀行法第16条の3、第52条の24
要望の具体的内容	<p>信託財産として所有する株式等に係る議決権について、銀行法第16条の3、第52条の24の適用対象から、除外すべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>①信託銀行は、信託財産について分別管理義務(信託業法第28条第3項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条)を負っており、議決権は別途に行使される。当該信託財産は、受益者の利益のために管理するものであるため、銀行勘定をもって保有する議決権とは議決権行使のあり方が異なる。</p> <p>②信託銀行は、信託業法及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律によって厳しい受託者責任(信託業法第28条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条)を負っており、銀行等、銀行持株会社等の他業禁止規定の逸脱、子会社の範囲に関する規定の潜脱防止の懸念はない。</p> <p>③かかる規制が存在することにより、信託財産の運用に制約がでる場合があり、適正な運用を行う上での阻害要因となっている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室

8-(2)	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	保険業法第97条、第118条、附則第1条の13他
要望の 具体的内容	<p>株、債券等の現物資産による保険料受入、移受管を可能とすべく法令上措置すべきである。</p> <p>昨年の回答において「検討を行います」とある通り、速やかに検討を進めるべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>現在、保険料受け入れ、及び解約時の引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行うことが認められていない。</p> <p>ただし、厚生年金基金の代行返上における物納等の場合は、特例措置として、現物資産の受払が認められている。</p> <p>企業サイドには、保有している株式を当該企業の年金制度に現物で拠出することにより、退職給付に係る積立不足額を解消したいというニーズに加え、企業間の株式の持合を市場に悪影響を与えずに解消したいというニーズがある。現金化のコストは顧客にとって不利益となり、単独運用契約の場合、現物をそのまま移管できれば資産価値を減じることなく移管が可能となる。現金化に伴い、大量の株式の売却が行われた場合、株式相場等の下振れ要因になる。</p> <p>信託については、厚生年金保険法の改正により以上の取扱いが可能であるが、生保が法的な解釈を理由に取扱えないと利用者利便が著しく阻害される。</p> <p>本要望の実現により、顧客の利便性が向上するとともに、市場の活性化が期待できる。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	金融庁総務企画局企画課

8-(3)	投資法人における「減資」制度の導入
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	投資信託及び投資法人に関する法律
要望の具体的内容	<p>投資法人において欠損填補のための出資総額の減少(減資)制度の導入を図るべきである。</p> <p>投資信託・投資法人法制は2010年6月に閣議決定された成長戦略において2013年度までに見直しの検討及び制度整備の実施を行うこととされ、本件も当該法制全体の見直しの中で検討を進めていくとされている。当該見直しの検討及び制度整備の実施の中で着実に進捗するよう求める。</p>
規制の現状と要望理由	<p>不動産市況の低迷は長期化し、投資法人が保有する不動産等の減損損失、又は売却に伴う損失が現実のものとなっている。</p> <p>株式会社では、減損損失や不動産等の売却に伴う損失が発生し、欠損が生じた場合に、資本金の額の減少(会社法第447条第1項)により欠損を填補することができる。しかし、投資法人の場合、出資総額の減少は払戻し(投信法第125条第3項)又は利益超過分配(投信法第137条第3項)の場合に限られ(投資法人計算規則第20条第2項)、株式会社のように減資により欠損を填補することができない。</p> <p>欠損を抱えていると、持続的に利益を生み出せる投資法人であっても投資家等に業績が悪化しているという印象を与え、増資等を行うにあたり、障害となることも懸念される。実際、株式会社においては増資の前に減資による欠損填補を行い、欠損を解消するケースも見られる。また、銀行等の金融機関からの融資も受けにくくなることも考えられる。</p> <p>本来、欠損は過年度の損失により毀損した資本を補填するまでは株主への配当を制限することで債権者等との利害調整を図るものであり、資本維持の原則における補填必要額としての意義を有している。しかし、投資法人においては資本維持の考え方が採られておらず、欠損を抱えていても債権者保護手続きを経ずに利益超過分配が可能であるため、補填必要額としての欠損の意義は乏しい。</p> <p>また、欠損填補のための出資総額の減少は、それによって投資法人の財産が増減するものではなく、単なる計算書類上の計数の変更ではないため、投資主に対して、何らの実質的負担を強いるものではない。むしろ投資家等に不当に業績が悪化しているという印象を与える欠損を解消することにより投資法人の適正な運営や資金調達に資するものと考えられる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁 総務企画局 市場課

8-(4)	貸金業法の対象の緩和
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	貸金業法第2条、同第3条 平成20年6月26日付「金融庁における法令適用事前確認手続(回答書)」
要望の具体的内容	連結グループ会社間で行われる資金の貸付については、貸金業法の規制の対象から除外されるべきである。
規制の現状と要望理由	<p>貸金業法第2条に定める貸金業については、同法第3条の登録が要求されることとされているが、連結親子会社間の貸付についてはこの適用を受けないものとされている(平成13年10月28日付および平成18年7月21日付「金融庁における法令適用事前確認手続(回答書)」)。</p> <p>しかし、子会社同士での貸付については、平成20年6月26日付「金融庁における法令適用事前確認手続(回答書)」により、貸金業に該当し貸金業法の登録が必要なものとされている。</p> <p>この点、現行貸金業法は、平成18年当時多重債務者問題が深刻化していたことを受け、抜本的な改正を行ったものである。同法の目的は「貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図る」(第1条)こととされ、平成18年改正によって総量規制導入や上限金利の引き下げ、貸金業者への貸付・取立態様への規制強化等の措置が盛り込まれた。すなわち、同法の規制趣旨は基本的に、個人ないし著しく力関係の劣後する借り手が、高金利や過剰な貸付けあるいは金融知識の不足等により何らかの金融トラブルに巻き込まれることを防止することにあるといえる。だとすれば、グループ会社間の資金の貸付において、借り手の経営を過度に圧迫する貸付けや、通常の業務遂行に支障を来すような取立てが行われる等、資金需要者の利益が害されるような事態は想定し難く、同法規制の適用対象とする必要性が乏しい。</p> <p>したがって、グループ会社間の貸付については、貸金業法による規制の対象から除外すべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室